

野沢温泉村宿泊税に係るシステム改修事業補助金 概要

補助内容：宿泊事業者が行う宿泊税の導入に伴って発生する既存の予約管理・精算システムの改修に係る経費を補助します。

補助率	補助率10/10以内 補助上限額（なし：村長が必要と認める額）
補助対象事業者	<ul style="list-style-type: none">・村内の宿泊施設（簡易宿所及び住宅宿泊事業を含む）の経営者・宿泊税における特別徴収義務者の登録申請を行う予定の者 <p>※「宿泊事業者」とは、旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営む同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル及び同条第3項に規定する簡易宿所並びに住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設（宿泊施設）の経営者をいう。</p>
補助対象経費	宿泊税の導入に伴って発生する既存の予約管理・精算システムの改修に係る経費
対象経費の例	<ul style="list-style-type: none">・課税免除となる宿泊（学校の教育活動等）を判別する機能の追加・宿泊税の免税点を宿泊者ごとに判定し、宿泊税額を算定する機能の追加・宿泊税の申告に必要な帳票等を作成し、出力する機能（宿泊納入申告書、月計表など）の追加・帳簿、書類の備付け・保存に必要な機能 (電磁的記録による備付け、保存を含む) の追加・領収書等に宿泊税の名称とその額を印表示する機能の追加など
対象外となる経費の例	<ul style="list-style-type: none">・レジシステム及びホテル管理システム（PMS）等の改修に該当しない経費（新規導入は対象外）・宿泊税導入に伴い必要な各種システムの改修と認められない経費・システム改修に直接関係ない経費・その他、本事業の趣旨・目的から不適当であると判断するもの
申請書類関係	①宿泊税に係るシステム改修事業補助金交付申請書（様式1） ②宿泊税に係るシステム改修事業補助金実施計画書（様式2） ③宿泊税に係るシステム改修事業補助金対象経費内訳書（様式3） ④補助対象経費算出の根拠となる書類（カタログ、見積書等）
申請方法	役場 総務課・税務係へ提出

問合せ：野沢温泉村 総務課税務係

電話：0269-85-3111

Email:zeimu@vill.nozawaonsen.nagano.jp